

件名	亀山市病院事業管理者の給与に関する条例	企画総務部 人事情報室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>これまで地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定のうち財務規定等のみを適用していましたが、本市の病院事業につきましては、平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することから、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、新たに設置する病院事業管理者（以下「管理者」といいます。）の給与を定めるため、本条例を制定するものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>（1）地方自治法の規定に基づき、管理者の給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>（2）管理者に支給する給与は、給料、期末手当及び退職手当とします。ただし、管理者が医師である場合は、特殊勤務手当を支給することができるものとします。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>（3）管理者の給料の額は月額65万円とし、その支給は一般職の職員の例によることとします。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>（4）管理者の期末手当の支給は、市長及び副市長の例によることとします。 &lt;第4条関係&gt;</p> <p>（5）管理者の退職手当は、給料月額に在職年数を乗じて得た額に100分の200を乗じて得た額を任期ごとに支給することとし、その支給は市長及び副市長の例によることとします。 &lt;第5条関係&gt;</p> <p>（6）管理者が医師の場合に支給することができる特殊勤務手当の支給は、病院事業企業職員の例によることとします。 &lt;第6条関係&gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>（1）施行日は、平成28年4月1日とします。</p> <p>（2）平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間（以下「特例期間」といいます。）に支給する給料の額は、100分の5を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けます。</p>		

( 3 ) 特例期間に支給する退職手当の額は、100分の20を乗じて得た額を減じた額とする特例措置を設けます。

亀山市病院事業管理者の給与に関する条例をここに公布する。

平成28年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第4号

### 亀山市病院事業管理者の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、病院事業管理者（以下「管理者」という。）の給与及びその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 管理者の給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

2 前項に規定にかかわらず、管理者が医師である場合は、前項に掲げる手当のほか、特殊勤務手当を支給することができる。

(給料)

第3条 管理者の給料の額は、月額65万円とする。

2 給料の支給については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第4条 管理者の期末手当の支給については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例（平成17年亀山市条例第41号）の適用を受ける市長及び副市長（次条において単に「市長及び副市長」という。）の例による。

(退職手当)

第5条 管理者が退職した場合には、退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、管理者の任期ごとに支給する。

3 退職手当の額は、退職した日における給料月額に管理者としての在職年数を乗じて得た額に、100分の200を乗じて得た額とする。

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の支給については、市長及び副市長の例による。

(特殊勤務手当)

第6条 管理者の特殊勤務手当の支給については、亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年亀山市条例第37号)の適用を受ける職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する給料の額に関する特例措置)

2 平成28年4月1日から平成29年2月5日までの間(次項において「特例期間」という。)に支給する管理者の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間に支給する管理者の退職手当の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。